



稲城市告示第21号

町の区域及び字の区域を別図のとおり新設し、及び変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、これを告示する。

なお、この処分の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による稲城南山東部土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和8年3月1日

稲城市長 高橋 勝

